

# オンデマンドDM便サービス利用約款

(DMプリント・発送サービス)

## 第1条 (本サービスの提供)

ヤマトシステム開発株式会社 (以下「当社」といいます) は、このオンデマンドDM便サービス利用約款 (以下「本約款」といいます) に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

## 第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス  
本約款に基づき当社が契約者に対して提供する、別紙1「オンデマンドDM便サービス仕様書」に記載のオンデマンドDM便サービス。
- (2) 利用契約  
本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (3) 契約者  
当社と利用契約を締結している者
- (4) 申込者  
当社と本サービスの利用契約を希望する者
- (5) DM印刷物  
本サービスの実施により当社が作成し、契約者顧客に送付するダイレクトメール用印刷物
- (6) 契約者顧客  
契約者の顧客又は見込み顧客等をいい、DM印刷物の送付先
- (7) 印刷データ  
契約者が当社に提供するDM印刷物に印刷するためのイラスト、写真、文字、デザイン図柄等の素材に関する原稿データ
- (8) 宛名データ  
DM印刷物を送付するための契約者顧客の住所等を記載した宛先に関するデータ
- (9) 配送業務  
本サービスの一部であるDM印刷物を契約者顧客へ配送する業務であって、ヤマト運輸株式会社 (以下「ヤマト運輸」といいます) が提供する「クロネコDM便サービス」を利用

## 第3条 (利用申込の承諾と契約の成立)

利用契約は、当社所定の「オンデマンドDM便サービス利用申込書」による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不相当と判断したとき

## 第4条 (本約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款によります。なお、当社は1ヶ月の予告期間において、変更後の本約款の内容を契約者に通知するものとします。

2. 契約者は、前項の本約款の変更に異議ある場合は、当社にその理由等を記載した書面をもって当社と協議をすることができるものとします。
3. 契約者は、前項の協議の結果、変更内容を承諾することができない場合は、第20条 (解約及び解除) 第1項の規定にかかわらず、当社が変更の通知をしたときから14日以内に契約者所定の解約

届によりその旨を通知することにより、変更日の前日をもって利用契約を解約できるものとします。

#### **第5条（当社からの通知）**

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### **第6条（約款期間）**

利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに契約者又は当社いずれかから書面による変更又は終了の意思表示がない限り、利用契約は期間満了の翌日より1年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とします。

#### **第7条（本サービスの実施）**

本サービスは、契約者が当社所定の「オンデマンドDM便サービス利用依頼書」を当社に提出することにより、当該「オンデマンドDM便サービス利用依頼書」に基づき実施されるものとします。

2. 本サービスの具体的実施内容、スケジュール等は、「オンデマンドDM便サービス利用依頼書」に記載のほか別途契約者と当社が協議のうえ書面で取り決めることができるものとします。

#### **第8条（対価及び支払方法）**

本サービスの対価（以下「利用料金」といいます）は、別紙2-①、別紙2-②の「オンデマンドDM便サービス料金表」に定めるとおりとし、「オンデマンドDM便サービス利用依頼書」の（1）基本情報で選択したサービスに対応する料金が適用されます。

2. 当社は、申込書に記載の支払方法に従い毎月締め切り、利用料金及びこれにかかる消費税額を契約者に対し請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認のうえ、申込書に記載の支払方法に従い当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。
3. 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。

#### **第9条（権利義務譲渡の禁止）**

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、利用契約の地位を第三者に承継させ、あるいは利用契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはなりません。

#### **第10条（再委託）**

契約者は、配送業務がヤマト運輸の提供する「クロネコDM便サービス」を利用して行われることを承諾するものとします。

2. 前項のほか、当社は本サービスの実施に必要な業務の一部を、当社の責任において第三者（以下「再委託先」といいます）に再委託することができるものとします。
3. 当社は、前2項によるヤマト運輸及び再委託先に対し当該再委託業務の遂行について、第16条（機密情報の取扱い）及び第17条（個人情報の取扱い）のほか、本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### **第11条（入力情報の提供）**

契約者は、本サービスの提供を受けるために必要な印刷データ、宛名データ等の入力情報（以下「入力情報等」といいます）を、当社に提供するものとします。

2. 契約者及び当社は、前項の入力情報等が、第16条（機密情報の取扱い）及び第17条（個人情報の取扱い）に定める機密情報若しくは個人情報に該当することを確認します。
3. 当社は、本サービスの実施過程において契約者の入力情報等を一時的に記録、変換した場合、本サ

ービスの実施完了後、速やかに当該記録、変換した情報を完全に消去するものとします。

4. 契約者は、第1項の入力情報等のほか、本サービスの実施に必要な資料、仕様書等がある場合は、これらを無償にて当社に提供するものとします。

#### **第12条（トラブル等の処理）**

契約者及び当社は、本サービスの実施に妨げとなる相当の障害が発生したことを知ったときには、直ちに相手方に通知するとともに、対応策等について協議するものとします。

#### **第13条（第三者の知的財産権等）**

契約者は、印刷データの内容に関し、第三者の意匠権、商標権、著作権その他の権利及び利益（以下「知的財産権等」といいます）を侵害しないことを保証するものとします。

2. 契約者は、第三者の知的財産権等を使用する場合は、当該第三者から当該知的財産権等の使用許諾に関し、書面による承諾を得るものとします。

#### **第14条（権利侵害等）**

契約者は、DM印刷物を送付したことにより第三者から当社に対してクレーム等があった場合又は第13条（第三者の知的財産権等）第2項の使用許諾に関してクレーム等があった場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、すべて契約者の費用と責任において解決し、当社に対して何らの迷惑をかけないものとします。

#### **第15条（本サービスの中止）**

当社は、次の各号のいずれかが発生した場合又は発生するおそれがあると当社が判断した場合は、本サービスの実施を中止することができるものとします。

- (1) DM印刷物の内容、体裁又はDM印刷物の送付が第三者の権利又は利益を侵害している場合
- (2) DM印刷物の内容、体裁又はDM印刷物の送付が法令、公序良俗に反する場合

#### **第16条（機密情報の取扱い）**

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨あらかじめ指定した情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 相手方からあらかじめ書面により機密情報として扱いから除外することの承諾を得た情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の機密情報については、前項に規定する秘密である旨の指定がなされたものとみなします。
    - (1) 第11条（入力情報等の提供）第1項に規定する入力情報等
    - (2) 第11条（入力情報等の提供）第4項に基づき当社に提供される情報
  3. 前各項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、機密情報のうち法令の規定に基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
  4. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
  5. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された機密情報についても、

本条に規定する機密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を得るものとします。

6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第10条（再委託）に規定するヤマト運輸及び再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けことなく機密情報を開示することができるものとします。この場合、当社はヤマト運輸及び再委託先の機密保持義務の違反につき、契約者に対してその責を負うものとします。
7. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があった場合、本サービスの実施上不要になった場合及び利用契約が期間満了、解除等の事由により終了した場合には、資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含む）を相手方の指示に従い返還し又は消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス終了後も3年間有効に存続するものとします。

#### **第17条（個人情報の取扱い）**

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」をいい、以下同じとします）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならず、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、第16条（機密情報の取扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

#### **第18条（遅延損害金）**

契約者は、本サービスの利用料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

#### **第19条（反社会的勢力の排除）**

当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）である場合、又は反社会的勢力であった場合
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社のお名前や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
  - (5) 自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
2. 当社は、前項により利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

#### **第20条（解約及び解除）**

契約者及び当社は、利用契約の有効期間中に利用契約を解約する場合には、1ヶ月前までに書面により相手方に申し出るものとします。

2. 契約者又は当社は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの通知催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
  - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき

- (3) 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
  - (4) 監督官庁から行政処分を受け、又は営業を停止したとき
  - (5) 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡処分となったとき
  - (6) 資産、信用、支払能力に利用契約を履行し難い重大な変更を生じたとき
3. 契約者又は当社は、相手方が債務の履行を怠り、かつ、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときには、利用契約を解除することができるものとします。
  4. 契約者又は当社は、自己が本条第2項各号又は本条第3項のいずれかひとつに該当した場合には、相手方に対する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

## 第21条 (損害賠償)

契約者は、利用契約の履行に関し当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、それが直接の原因で現実に被った通常損害に限り、当社に対し本条第3項所定の限度内で、損害賠償請求をすることができます。

2. 前項の損害賠償請求は、損害発生の日から1年以内に行使しなければ、その請求権は消滅します。
3. 本条第1項に定める損害賠償額の上限は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、利用契約の契約期間中に契約者が支払った利用料金相当額とします。ただし、配送業務にかかる事故により生じた損害の賠償額の上限は、ヤマト運輸が定める「クロネコDM便約款」の規定の範囲内とします。

## 第22条 (責任の制限)

当社は以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず免責されるものとします。

- (1) 契約者の印刷データの校了後に発見されたDM印刷物の不具合
- (2) 契約者顧客の氏名・住所の過誤によるDM印刷物の不到達
- (3) 天災地変、戦争、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分等の不可抗力
- (4) その他当社の責に帰すべからざる事由

## 第23条 (分離性)

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

## 第24条 (準拠法)

本約款及び利用契約における準拠法は、日本国法とします。

## 第25条 (合意管轄)

本約款及び利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第26条 (協議)

本約款及び利用契約に定めない事項及び本約款及び利用契約の解釈に疑義を生じた場合は、契約者と当社が誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

## 付則

この約款は、2010年7月26日から発効します。

(改定履歴)	2010年12月1日	第2版発効
	2012年12月15日	第3版発効
	2014年1月15日	第4版発効
	2015年4月1日	第5版発効
	2016年12月1日	第6版発効

2018年8月1日 第7版発効  
2019年5月1日 第8版発効

## オンデマンドDM便サービス仕様書

### 1. オンデマンドDM便サービスの業務内容

- (1) 契約者が提供する印刷データ、宛名データをもとにDM印刷物を印刷する業務
  - ※契約者が提供する印刷データ、宛名データの形式については、その都度契約者と当社で協議のうえ、取り決めるものとします。
  - ※当社が契約者へDM印刷物のテスト印刷をした印刷物等を納入する際は、ヤマト運輸が提供する宅急便サービスを利用するか、当社担当者による手渡しにて引渡すものとします。
  - ※契約者は、DM印刷物の作成に関して別紙2-①及び別紙2-②の「オンデマンドDM便サービス料金表」に記載のオプションサービス料金を負担することによりオプションサービスを任意に選択することができます。
  - ※契約者は、別紙2-①及び別紙2-②「オンデマンドDM便サービス料金表」に記載のデザイン費用を負担することによりDM印刷物のデザインを当社に委託することができます。
- (2) 宛名データで指定された契約者顧客へ前号のDM印刷物を配送する業務
  - ※本業務の実施基準等は、ヤマト運輸が定める「クロネコDM便約款」の規定を準用するものとします。
- (3) 契約者が提供する印刷データ、宛名データの保管・管理業務
- (4) 転居等何らかの理由で返送されたDM印刷物を契約者に返品する業務
  - ※返送品は、以下のいずれかの方法で契約者に引渡すものとします。
    - ① 直接手渡しで引渡し。
    - ② ヤマト運輸が提供する宅急便サービスを利用して配送による引渡し。
- (5) その他前各号に付随関連する業務

### 2. データ管理

印刷データ、宛名データ等（以下「提供データ等」といいます）は、以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 提供データ等の授受
  - ① 提供データ等を契約者から当社へ引渡すときは、以下のいずれかの方法で行うものとします。
    - イ) 当社担当者に直接手渡しで引渡します。
    - ロ) 当社が提供する各種サービスを利用して提供データ等の引渡しをします。
    - ハ) ヤマト運輸が提供する宅急便サービスを利用して配送により引渡します。
  - ニ) 契約者が指定し当社が承諾する方法で引き渡します。
- ② 前記イ)又はロ)又はハ)により提供データ等を引渡す場合は、契約者はデータ名、媒体名、件数、その他必要事項を記載した納品書等の書面を作成し、当該書面を提供データ等に添付して当社に引渡すものとします。
- (2) 提供データ等のバックアップ・保管・廃棄等
  - ① 当社は、DM印刷物の初回発送日から6ヶ月間、提供データ等をセキュリティ対策を講じた本サービス用サーバー内のハードディスク上に保持します。
  - ② 当社は、前記保管期間が経過した場合は、提供データ等を消去します。
    - ※ただし、当社の営業活動に使用することを契約者より許諾された場合に限り、該当する印刷データを保管期間を超えて保管できるものとします。
- (3) 提供データ等により印刷した印刷物（以下「紙媒体」という）の保管・廃棄等
  - ① 当社は、紙媒体を一時的に保管する必要がある場合は、施錠可能な保管庫を使用します。
  - ② 当社は、契約者又は契約者顧客へ納入・送付するDM印刷物を除く不要となった紙媒体は、速やかにシュレッダー等により裁断処理したうえで廃棄します。

以上

オンデマンドDM便サービス料金表

【標準サービス】

項目	内容	サイズ	金額 (税別)
入稿料	1印刷データに対する料金です。	A4・ポケなが ・ちよいでか	10,000円
		A3 (二つ折り・圧着) ワイド	15,000円
基本 サービス	1枚あたりの両面カラー印刷・用紙・配送料 金です。	ポケなが	101円
		A4	111円
		ちよいでか	114円
	1枚あたりの両面カラー印刷・用紙・折加工・ ビニール封筒・封入封緘・配送料金です。	A3 (二つ折り)	157円～
		A3 (圧着)	150円
			ワイド
1枚あたりの両面カラー印刷・用紙・圧着・ 配送料金です。			

- ※1 基本サービスの料金は、クロネコDM便の発送件数を基準に算出するものとします。
- ※2 基本サービス料金のA3 (二つ折り) につきましては、オプションサービスの追加封入物をご利用の際、封入物の仕様・点数、また封入時の指示内容により金額変動がありますので、別途お見積の上決定する場合があります。
- ※3 ワイドサイズは約660mm×297mmの用紙を三つ折加工し、A4サイズに仕上げます。  
(寸法に若干の誤差が生じる場合や印字内容により変更を行う場合があります)  
圧着加工後の仕上がりサイズは626.5mm×297mmとなります。
- ※4 利用契約に定めのない契約者の特別指示による作業を行う場合は、その都度お見積のうえ実施方法、料金等を決定するものとします。
- ※5 ポケながサイズは仕上がり120mm×235mmとなります。
- ※6 ちよいでかサイズは仕上がり317mm×210mmとなります。
- ※7 入稿費にはテスト印刷物3部の出力費用を含みます。  
テスト印刷をした印刷物等の納入先は1拠点とします。

以上



オンデマンドDM便サービス料金表

【オプションサービス】

項目	内容	サイズ	金額 (税抜)
宛名なし印刷	宛名情報を空白にした印刷のみの料金です。	ポケなが	35円
		A4	50円
		ちょいでか	54円
	宛名情報を空白にした印刷・二つ折りの料金です。	A3 (二つ折り)	83円
	宛名情報空白にした印刷・圧着の料金です。	A3 (圧着)	94円
		ワイド	120円
納品時配送費	印刷物を納品する際、荷物1個にかかる宅急便費用です。(地帯別運賃)	-	別紙3 参照
保護シール	保護シール1枚と、オンデマンドDM便に貼り付ける作業の料金です。	小 (60mm×96mm)	25円
		大 (140mm×95mm)	64円～
ミシン目入り (1ライン)	ミシン目1ラインの料金です。	-	3円
ミシン目入り (返信ハガキ)	ハガキサイズのミシン目2ラインの料金です。	-	5円
封入封緘	オンデマンドDM便1点を封入封緘する作業・ビニール封筒の料金です。	-	20円
追加封入物 (1点につき)	追加封入1点あたりの料金です。	-	2円～
デザイン	原稿の作成を委託する場合の料金です。(レイアウトのご指示と素材をご用意下さい)		別途お見積
バリアブル印刷	一部のテキストや画像を一枚ずつ差し替えた印刷を行う料金です。	-	別途お見積
データ保管	初回発送日からデータを6ヶ月間保管します。	-	無償

- ※1 宛名なし印刷につきましては、基本サービスで発送した印刷データのみ利用可とします。
- ※2 保護シール (大) の料金につきましては、発注数量により金額変動がありますので、別途お見積のうえ決定するものとします。
- ※3 保護シール貼り付け位置・ミシン目位置については弊社指定範囲内のみのご対応となります。

- ※4 追加封入物につきましては、追加封入物の仕様・点数、また封入時の指示内容により金額変動がありますので、別途お見積の上決定する場合があります。
- ※5 デザインにつきましては、依頼内容により金額変動がありますので、別途お見積のうえ決定するものとします。
- ※6 利用契約に定めのない契約者の特別指示による作業を行う場合は、その都度お見積のうえ実施方法、料金等を決定するものとします。

以上

オンデマンドDM便サービス納品時配送費用

到着エリア		配送費 (税抜)
北海道	北海道	1、350円
北東北	青森・秋田・岩手	1、100円
南東北	宮城・山形・福島	1、000円
関東	千葉・埼玉・神奈川 東京・茨城・栃木 群馬・山梨	850円
信越	新潟・長野	850円
北陸	富山・石川・福井	800円
中部	静岡・愛知 三重・岐阜	800円
関西	大阪・京都・滋賀 奈良・和歌山・兵庫	700円
中国	岡山・広島・山口 鳥取・島根	800円
四国	香川・徳島 愛媛・高知	850円
九州	福岡・佐賀・長崎 熊本・大分・宮崎 鹿児島	850円
沖縄	沖縄	2、350円

以上